

労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会会長選任規程

～労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会運営規程より抜粋～

第一条 労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会安全衛生分科会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

～労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）より抜粋～

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

～略～

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

～略～